

志木市条例第 33 号

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

志木市議会委員会条例（昭和 49 年志木市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（会議の特例）

第 15 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所に委員を招集することが困難であると認めるときは、第 20 条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、インターネットを通じて映像及び音声を送信し、及び受信することにより出席者の状態を相互に認識することができる方法を活用して、委員会の会議を開くことができる。この場合において、当該方法により会議に出席した委員は、次条、第 17 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定の適用については、出席委員とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。